

福岡県公報

平成25年7月9日
第3511号

目次

告示(第1108号-第1121号)

- 都市計画の変更 (都市計画課) 1
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 土地改良区の成立 (農村森林整備課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 5
- 環境影響評価書の縦覧 (都市計画課) 5

公 告

公安委員会

- 犯罪被害者等早期援助団体の住所等の変更について (警察本部被害者支援・相談課) 6

内水面漁場管理委員会

- 平成25年度魚種別増殖目標数量 (漁業管理課) 6

雑 報

- 平成25年度行政書士試験の実施 (市町村支援課) 8

告 示

福岡県告示第1108号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画道路を変更(福岡都市計画道路1・4・8号自動車専用道路アイランドシティ線の追加)

福岡県告示第1109号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営花瀬地区土地改良(農業用ため池整備)事業計画書の写し	平成25年7月9日から 平成25年8月7日まで	飯塚市役所

福岡県告示第1110号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市井田字二ノ坪471番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市篠原東三丁目13番61号
株式会社 蔵治
代表取締役 檜崎 節子

福岡県告示第1111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年7月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	吹春線 本分	八女市黒木町土窪1203番1先から 八女市黒木町土窪1197番1先まで

福岡県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	玄海線 田島間 福岡	前	福津市津屋崎2253番1先から 福津市津屋崎5丁目2249番56先まで	11.0 ～ 32.0	142.0
			後	福津市津屋崎2253番1先から 福津市津屋崎5丁目2249番56先まで	10.0 ～ 18.0	142.0

福岡県告示第1113号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
浜田土地改良区	平成25年6月26日

福岡県告示第1114号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日

平成25年6月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西鉄ストア花畑店
(2) 所在地 福岡県久留米市西町1434番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
西日本鉄道株式会社 代表取締役 長尾 亜夫	西日本鉄道株式会社 代表取締役 竹島 和幸

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 室園 正雄 福岡県福岡市中央区大名一丁目4番1号	株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之 福岡県福岡市中央区大名一丁目4番1号

福岡県告示第1115号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年6月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西鉄ストア太宰府店
(2) 所在地 福岡県太宰府市五条二丁目22番7号

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 室園 正雄	株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 室園 正雄 福岡県福岡市中央区大名一丁目4番1号ほか12者	株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之 福岡県福岡市中央区大名一丁目4番1号ほか11者

福岡県告示第1116号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年6月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西鉄ストア太宰府店
(2) 所在地 福岡県太宰府市五条二丁目22番7号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前10時
(変更後) 午前7時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
自走式駐車場	午前9時30分～午後11時30分	午前6時30分～午後11時30分
自走式立体駐車場(1階)	午前9時30分～午後11時30分	午前6時30分～午後11時30分
自走式立体駐車場(2階)	午前9時30分～午後11時30分	午前6時30分～午後11時30分

福岡県告示第1117号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年6月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西鉄ストア花畑店
- (2) 所在地 福岡県久留米市西町1434番1ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前9時
(変更後) 午前7時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
駐車場No.1	午前8時30分～午前0時30分	午前6時30分～午前0時30分

福岡県告示第1118号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人ふれあい自立舎
- (2) 代表者の氏名
大場 和正
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大牟田市大字歴木976-24
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の地域での生活支援事業や、ユニバーサルな福祉の街づくりを進めることによって、福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1119号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人東アジア交流学院

(2) 代表者の氏名
内倉 武久

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市天神町116番地

(4) 定款に記載された目的
この法人は、中国、韓国など東アジア各国との交流、学術研究に関する事業を行い、友好と当該国民との理解の促進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1120号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人自立生活支援センター夢風船

(2) 代表者の氏名
樋口 秀夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市大字今井2238番地

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1121号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人リプロ

(2) 代表者の氏名
坂本 勉

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県小郡市三沢水沢465番地3

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者地域生活支援事業及び当事者の就労や生活支援に関する事業を行い、障害者の自立と住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

公 告

公告

都市計画に定められる対象事業の環境影響評価書を作成したので、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項により読み替えて適用される同法第27条の規定によ

り、次のとおり公告し、環境影響評価書、これを要約した書類及び同法第24条の書面を縦覧に供する。

平成25年7月9日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画決定権者の名称

福岡県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

福岡都市計画道路1・4・8号自動車専用道路アイランドシティ線

(2) 種類

道路

(3) 規模

延長約2.5km

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

福岡市東区香椎浜一丁目、香椎浜三丁目、香椎浜四丁目、香椎浜ふ頭一丁目、香椎浜ふ頭二丁目、香椎照葉三丁目及びみなと香椎一丁目の各一部

4 関係地域の範囲

福岡市

5 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

福岡県建築都市部都市計画課、福岡市都市計画部交通計画課、福岡市港湾局東部建設事務所及び福岡北九州高速道路公社総務部総務課

(2) 縦覧の期間及び時間

平成25年7月9日から同年8月8日まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する休日を除く。）、福岡県建築都市部都市計画課にあっては午前8時30分から午後5時45分まで、福岡市都市計画部交通計画課にあっては午前9時から午後5時まで、福岡市港湾局東部建設事務所にあっては午前10時から午後4時まで、福岡北九州高速道路公社総務部総務課にあっては午前8時45分から午後5時30分まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第178号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターから、次のとおり法人の住所及び事務所の所在地の変更に係る届出書の提出があったので、同条第3項の規定に基づき公示する。

平成25年7月9日

福岡県公安委員会

1 変更に係る事項

変更前 福岡市博多区博多駅東二丁目8番11号

変更後 福岡市中央区赤坂一丁目8番8号福岡県福岡西総合庁舎

2 変更しようとする年月日

平成25年7月29日

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる平成25年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

平成25年7月9日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

漁業権番号	漁業権者名	魚種名	増殖方法	目標数量
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 移植放流	70,000尾 100,000尾
		こい	なし	なし

		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	3,000尾
		やまめ	〃	15,000尾
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	700,000尾 10カ所
		うぐい	産卵床造成	8カ所
		すっぽん	種苗放流	500尾
		かに	〃	2,000尾
		えび	〃	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)
内共 第2号	下筑後川 漁業協同組合	こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	6,000尾
		おいかわ	〃	50,000尾
		すっぽん	〃	500尾
		かに	〃	5,000尾
		えび	〃	50,000尾
		あゆ	種苗放流人 工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒(受精卵)
内共 第2号	筑後川 漁業協同組合	こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	200キログラム

		うなぎ	〃	3,000尾		
		おいかわ	産卵床造成	3カ所		
		かに	種苗放流	3,000尾		
		えび	〃	5,000尾		
		内共 第3号	甘木 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000尾
こい	なし			なし		
うなぎ	種苗放流			1,200尾		
やまめ	〃			15,000尾		
おいかわ	〃			30,000尾		
かに	〃			4,000尾		
わかさぎ	人工ふ化放流			5,000,000粒(受精卵)		
内共 第3号	下筑後川 大野島田 上川口川 柳浜武端 沖漁業協同組合			こい	なし	なし
				ふな	種苗放流	100キログラム
				うなぎ	〃	6,000尾
		かに	〃	3,000尾		
		えび	〃	20,000尾		
		内共 第5号	八木山川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	10,000尾
こい	なし			なし		
内共 第6号	京二川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	15,000尾		

		こ い	な し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う なぎ	〃	1,200尾
		や まめ	〃	2,000尾
		おいかわ	〃	10,000尾
		すっぽん	〃	200尾
		か に	〃	2,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒 (受精卵)
		内 共 第7号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ
		こ い	な し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う なぎ	〃	1,200尾
		や まめ	〃	2,000尾
		おいかわ	〃	10,000尾
		すっぽん	〃	200尾
		か に	〃	2,000尾
		内 共 第8号	岩 岳 川 漁 業 協 同 組 合	こ い
		あ まご	種 苗 放 流	1,000尾
		おいかわ	産 卵 床 造 成	3ヵ所

内 共 第9号	犬 山 漁 業 協 同 組 合	こ い	な し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		おいかわ	産 卵 床 造 成	1ヵ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒 (受精卵)

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成25年度行政書士試験を次のように実施する。

平成25年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成25年11月10日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東3丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成25年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式については、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成25年8月5日（月）から9月6日（金）まで

イ 受付機関及び申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）

受験願書と一緒に配布する封筒（あて先は印刷済み。）により簡易書留郵便で郵送すること。9月6日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 受験手数料

7,000円

納付方法については、試験案内に記載された方法による。

エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所・請求先

① 郵送配布

○ 配布期間及び請求先

平成25年8月5日（月）から8月30日（金）まで

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号（A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ））を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして次のあて先まで郵便で請求すること（8月30日必着のこと。）。

〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター

② 窓口配布

○ 配布期間

平成25年8月5日（月）から9月6日（金）まで

○ 配布場所

	配布時間	休館日
県民情報センター 企画・地域振興部市町村支援課 北九州県民情報コーナー 筑豊県民情報コーナー 京築県民情報コーナー 筑後県民情報コーナー	午前8時30分から午後5時15分まで	土曜日、日曜日及び祝日
福岡県行政書士会	午前9時から午後5時まで	土曜日、日曜日及び祝日並びに8月13日（火）から8月15日（木）まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

なお、インターネット出願システムに関する問い合わせ先は、ホームページに掲載する。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとする。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master及びUC

③ いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

① 平成25年8月5日（月）午前9時から9月3日（火）午後5時まで

② この出願システムは、9月3日（火）午後5時で終了する。接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

③ 最終日（9月3日）は混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者で試験中の特例措置（車椅子の使用、点字受験など）を希望する者については、申請の手続が必要となるので、受験申込みをする前に必ずセンターに相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

平成26年1月27日（月）午前9時

(2) 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載する。

7 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター（電話 03-3263-7700）に対して行うこと。